三朝町学校跡地施設等利用検討委員会

報　告　書

令和２年３月

目　次

はじめに　・・・・・・・・・・・1

「全体利用計画」

1　跡地の位置及び周辺の概況　・・・・・・・・・・・2

2　学校跡地施設等の利活用を取り巻く状況　・・・・・・・・・・・3

3　学校跡地施設等利活用検討委員会での検討経緯・・・・・・・・・・・6

4　三朝町が目指す町（地域）のすがた　・・・・・・・・・・・12

5　学校跡地施設等の利活用を考える基本的な視点・・・・・・・・・・・14

「個別利用計画」

6　跡地施設等利活用のコンセプト　・・・・・・・・・・16

7　東小学校跡地施設等の利活用について　・・・・・・・・・・17

8　南小学校跡地施設等の利活用について　・・・・・・・・・・19

9　提言　・・・・・・・・・・21

はじめに

全国的な少子高齢化の流れは、本町においても例外ではなく町の人口は年々減少傾向にあります。特に山間地域の子どもの数が少なくなる中、本町では平成18 年あたりから町内３つの小学校の統合が大きな課題とされてきました。数年間にわたる町民との話し合いと協議を繰り返し、最終的に議会承認を得て、平成31 年４月に３つの小学校は「三朝小学校」として１つにまとまり、スタートを切りました。当分の間、三朝小学校は西小学校校舎を利用し、学校運営されることとなりますが、この統合に伴い、東小学校及び南小学校は空き校舎となったことから、この２つの学校跡地施設の行方が町の課題として残り、早急な利活用の検討が必要となりました。

両校ともに長い歴史を歩んできた中で、多くの卒業生が旅立ち、たくさんの思い出が詰まった学び舎は、卒業生をはじめ、地域と町の大切な財産であることは言うまでもありません。空き校舎となった今でも、グラウンドなどは地域の方々の温かい思いの中で活用されており、コミュニティー形成への役割を担っています。

このような中、大切な２つの学校跡地施設等の次なるステップを検討するため、令和元年８月２６日に、１５名の委員で構成される「三朝町学校跡地施設等利用検討委員会」が設置されました。委員会は現地視察から始まり、計４回開催しました。各委員には、毎回宿題という形式で、両小学校の印象、利活用の視点、具体的な利活用法などの意見の提出を求めました。毎回の会議は、提出された案を前提に検討を重ね、密度の濃いものとなりました。利活用の方法についての具体案は多様でしたが、根底に三朝町に対する厚い思いがあるため、自ずと基本の視点にはさほど相違はありませんでした。

本報告書は、三朝町の未来にとって最良の利活用の指針となることを願い、町の状況、地域の人口など厳しい時代状況を前提に、各委員の思いのこもった具体案を整理すると共に、最後に、夢のある利活用方法の視点、方向性を示し「提言」としてまとめています。

委員一同、本報告書の提案が、今後町で検討される両校の跡地の有効活用について、お役に立てばと願っております。

令和２年３月

三朝町学校跡地施設等利用検討委員会
委員長　山田　修平

１　跡地の位置及び周辺の概況

三朝町は、鳥取県の中央部に位置し、東西 24 ㎞、南北に 19 ㎞で総面積 233.52 ｋ㎡と広い面積を有し、町内には一級河川天神川とその支流である三徳川、加茂川が流れ、町の 90％を山林が占めるなど、みどり豊かな自然環境に恵まれた町です。

また、世界屈指のラドン含有量を誇る「三朝温泉」や日本遺産に認定された国宝「三徳山投入堂」そして名勝「小鹿渓」などの観光資源を活かした観光業と、イソフラボンの含有量が多い「三朝神倉大豆」など地の利を生かした農林業が町の主要産業となっています。

旧東小学校は、県道 33 号線沿いに位置し、三朝温泉から車で６分、三徳山及び小鹿渓へは車で１０分と本町の３つの観光スポットを結ぶエリアに位置しています。

また、旧南小学校は、国道 179 号線沿いに位置し、米子自動車道湯原 IC へは車で２８分、中国自動車道院庄 IC へは車で４８分と、高速道路へのアクセスが良いエリアに位置しています。

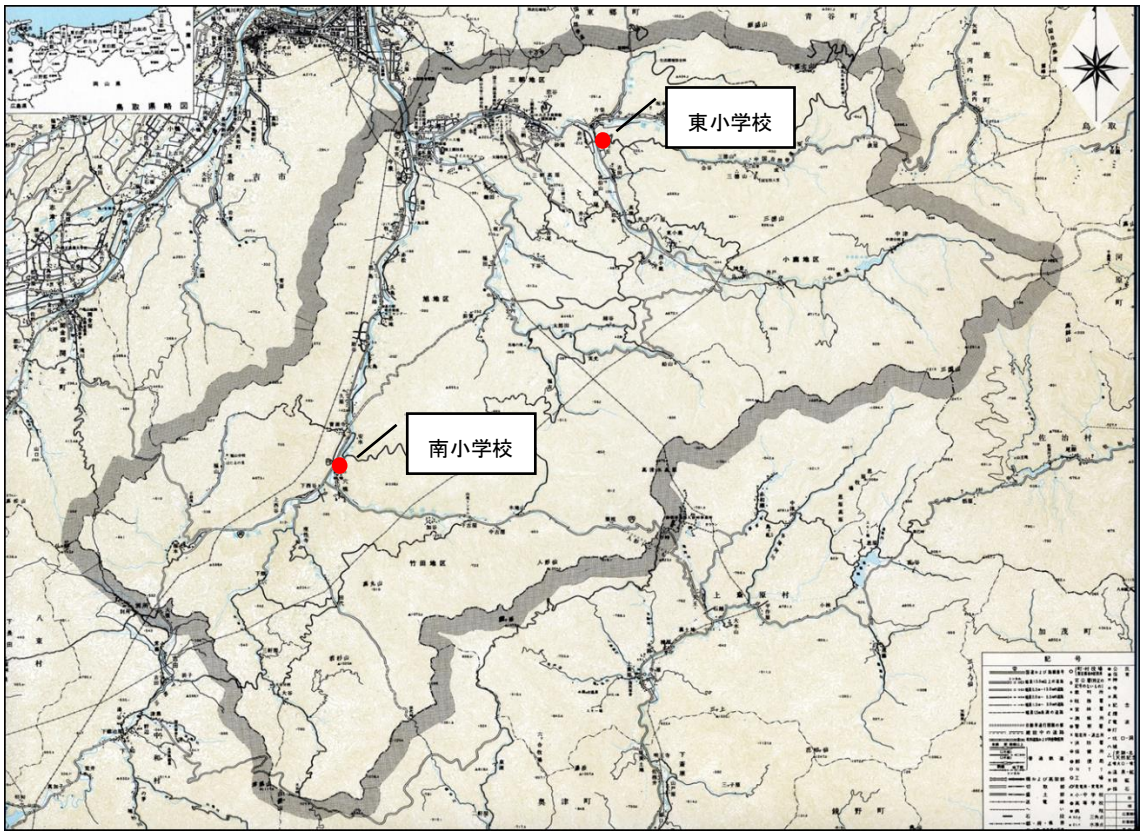

２　学校跡地施設等の利活用を取り巻く状況

（１）町の人口

（第 11 次三朝町総合計画　抜粋）
三朝町の人口は、昭和 30 年の 11,372 人をピークに、平成 27 年の国勢調査では、6,490 人まで減少しています。
全国的に人口減少が進む中、第 11 次三朝町総合計画では平成 40 年度（令和 10 年度）における三朝町の人口を 5,500 人と想定しています。

全国的に人口減少と少子高齢化が進み、町の総合計画では令和 10 年度における本町の人口を 5,500 人と想定しています。この想定される人口は、広大な面積を持つ本町の中では地域格差が激しく、役場や学校等が集中するエリアへの人口集中は進み、山間部のエリアでは高齢化の急激な進行の中、人口が減少し続けているのが現実です。

旧東小学校区は、小鹿地区と三徳地区の２つのエリアにまたがります。小鹿地区においては、平成 27 年国勢調査人口 515 人、高齢化率は 42.72％であり、10 年後の人口推計を見ますと人口は 400 人を割り、高齢化率もかなり高くなることが予想されます。また、三徳地区の平成 27 年国勢調査人口は 667 人、高齢化率 35.53％であり、10 年後の人口推計も小鹿地区と比べると人口減少はなだらかではありますが、将来の地域を支えるべく 40 歳以下の人口は低くなると見込まれています。

旧南小学校区の竹田地区においては、平成 27 年国調人口 636 人、高齢化率は 45．60％と高齢化率が大変高いエリアになります。10 年後の人口は約 420 人程度まで減少すると推計されます。

このように、町内の山間部に位置する２つの学校跡地エリアでは、あらゆる分野において公共施設を有効的に活用する力が落ちていくことが予想されます。

（２）町の財政状況と課題

本町の財政状況について各種財政指標は、いずれも 健全な状態を保っており近年は 安定した財政運営が行われています。しかしながら、減少傾向となっていた地方債現在高は、近年、過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債等を活用した大型事業が相次いだことにより、増加傾向に転じ、公債費の増大による財政状況の悪化を招くことのないよう留意していく必要があります。

今後、歳入においては、普通交付税と臨時財政対策債を合算した実質的な普通交付税について、国の予算折衝による総額確保に期待しつつも、本町の事情として、人口減少等の影響により、公債費算入分を除いて、減少が予想されます。

また、社会保障関連経費は、引き続き増大することが確実なほか、今後予定される大規模な事業や老朽化した公共施設の改修など、本町の抱える課題を考慮すると、今後の財政運営は、予断を許さない厳しい状況を想定しなければなりません。

（３）町の予定事業と財政の見通し

本町では今後、考えられる比較的大規模な事業として、令和元年度より取り組んでいる「全町光ケーブル化事業（FTTH 事業）」と将来的に考える必要のある「学校施設整備事業」が想定されます。

これらの事業を進めるにあたり、本町の財政状況では過疎対策事業債に頼る部分が大きく、FTTH 事業にかかる起債の返還が令和５年度から始まることに伴い、徐々に公債費が増大し、令和８年度にピークを迎えると試算しています。

また、現法の過疎地域自立促進特別法は令和２年度に期限を迎えることから、過疎対策に係る新法の制定への国の動きを注視する必要があります。

（４）上位計画等との整合性について

三朝町の今後のまちづくりの方向性を定め、実現のための主な施策を定めた「第 11 次三朝町総合計画」及び人口減少の克服と町の創生の画一な実現を目的とした「三朝町まち・ひと・しごと創生総合戦略」等との整合性が保たれるよう、学校施設跡地等の利活用を検討していくものとします。

（５）補助金返還等について

国庫補助を受けて建設等した学校施設を学校以外の用途に転用したり、売却したりする場合は、原則として処分する残存価額に対する補助金相当額の納付が義務づけられています。しかし急速な少子高齢化により学校の統廃合が進み、遊休施設が増加しているため、現在はこの返還義務の要件が緩和されています。

国庫補助事業完了後１０年を経過した施設は補助目的を達成したとみなし、その処分の承認にあたり無償による転用、貸与、譲渡、取壊しの場合は、国庫納付は不要となります。また、１０年経過した施設において、有償による貸与、譲渡等の場合の国庫納付は不要ですが、国庫納付金相当額以上の額を学校の施設

整備に要する経費に充てることを目的とした基金に積み立てることが義務づけられています。

東小学校及び南小学校の平成２２年度耐震補強改修工事に国庫補助金を活用しているため、校舎の利活用の方法によっては処分時期を精査する必要があります。

３　学校跡地施設等利活用検討委員会での検討経緯

（１）　目的

本検討委員会の目的は以下のとおりです。

小学校跡地及び施設は、町と地域の重要な財産であり、地域振興に資する活用が期待できるものです。その利用価値を最大限に引き出すとともに、町・地域の魅力向上と振興のため有効的な活用方法を検討し、町長に報告することとします。

（２）　検討対象施設及び跡地

平成 31 年４月に町内小学校が統合し、「三朝小学校」が開校したことに伴い、廃校となった東小学校及び南小学校の学校跡地施設を検討対象とします。また、南小学校の隣接地に位置する旧町民プールについても検討を行うこととします。

（３）　検討経過

区分	開催日	内容
第１回	令和元年　８月２６日	委員１５名で発足 委員長及び副委員長の選出 検討委員会の役割・目的 検討の進め方・スケジュール 現地視察と施設の概要説明
第２回	令和元年１０月　９日	上位計画等の整理 町の財政状況 各学校跡地施設の立地特性 行政需要の拾い出しと整理
第３回	令和元年１２月　９日	第２回委員会後の意見 全体施設利用計画（案） 個別施設の役割と方向性
第４回	令和２年　３月２３日	第３回検討委員会以降の意見整理 報告書（案）

（４） 学校跡地施設等の概要

①東小学校跡地施設

所在地　　三朝町余戸３２番地１ほか
敷地面積　１４，９０１㎡
建築面積　２，１３９㎡（校舎）
　　５３８㎡（体育館）

建　築　年	校舎（Ｓ４５年)、増築校舎（Ｓ５８年)、 体育館（Ｓ４５年）
構　　造	校舎：鉄筋コンクリート造３階建 体育館：鉄骨造平屋建
土 地 規 制	用途指定なし
災害危険度	レッドゾーン（体育館部分）

②南小学校跡地施設

所在地　　三朝町穴鴨１６６番地２ほか
敷地面積　１１，７８５㎡
建築面積　２，４１５㎡（校舎）
　　５１７㎡（体育館）

建　築　年	校舎（Ｓ３９年)、増築校舎（Ｓ６３年)、 体育館（Ｓ４０年）
構　　造	校舎：鉄筋コンクリート造３階建 体育館：鉄骨造平屋建
土 地 規 制	用途指定なし
災害危険度	―

③町民プール跡地施設

所在地　　三朝町穴鴨１９７番地ほか
敷地面積　（学校敷地及び宅地の一部）

東小学校跡地

南小学校跡地（町民プール含む）

（５）　検討委員会で出された意見

当該委員会では、各委員のあらゆる視点により各小学校施設の立地条件、町の地域資源、地域の状況を加味した意見が出されました。

【東小学校に関する意見】

①・利用方針を、「三朝温泉のブランド力アップの補強」とし、保養、健康増進を目的とした温泉の利用増に資するものとする。
・体育館及び校庭を、三朝温泉の宿泊者用（家族・グループ利用及びスポーツ合宿）のアクティビティ施設、ウォーキング拠点等としてリニューアルする。
・校舎及びプールについては、利用が見込めない場合は撤去する。
・施設整備は町が行うが、ＰＦＩも検討する。
PFI（プライベイト・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方です。
・町が整備した場合の運営は指定管理とし、委託先は公募（大手スポーツメーカー等を想定）、又は、三朝温泉の旅館等が出資して設立する新会社とする。

②・施設の立地や保有している設備などを活かし、町内の交流人口増加や文化継承等のため、町内外の人々の交流を推進する施設とする。
（例えば、県外から進出してきている大規模企業等を顧客とした、ワーケーションや社員保養、研修、合宿などで利用できる施設を運営する。同時に、コワーキングスペースや、体育館、調理室、図工室、音楽室等を再整備し、レンタルスペースとして誰でも趣味増進できる施設とする。）
・運営主体は、一般企業（県内の宿泊業者などから募集）。

③・地域のよりどころとなる機能を有した施設となることが望ましい姿と考えます。このことを、実現するためには、地域の方々が気軽に立ち寄れる軽食カフェの提供、食材（地場の農産物）の販売館、三徳・小鹿地区の地域の良さ（日本遺産）を伝えていく場所として、また観光客と地元が交流できる空間、三朝をより知って発信してもらえる取組みとし、県外大学・高校の合宿施設として活用。さらに農村を満喫してもらいながら、人間力を高める効果が期待できる仕組みづくり等、あらゆる素材を抽出した方法を取り、学校跡地の利用に繋がることを願いたい。
※体育館の利用は、急傾斜地で危険性があることから利用は考えない。

④・子ども達が利用できる施設として、遊具・フィールドアスレチックの設置や親子会等で体験できるもの（川遊び→プール、体育館の利用。料理、お菓子づくり→調理室、ランチルームの整備。バーベキュー、そうめん流しの設備設置、伝統工芸の体験）を整備する。
・三朝周辺には大型バスの利用できる施設がないため、農家レストランがあれば良い。（特産品づくり、梨ジュース・とちもち加工場設置）
・運営主体は、ＮＰＯ法人等民間企業を想定。（町の支援は必要。）

⑤・東小は商業施設的なイメージでそれをメインにした複合施設としての利用を提案する。一企業としての運営事業だということを念頭に置く必要がある。
・事業委託、賃借等に関しては町の負担がないような事業計画されたものを受け入れることがポイント。（利益にならなければやめるという英断も必要。）
・給食室→カフェ（地域の若者交流、観光客の立ち寄り場等）
・図工室、校長室、職員室等→簡易宿泊スペース
・水耕栽培、屋上農園・・・地域の産業として農業を入れる。（何を生産し、販売するかが課題）
・体育館→スポーツジム、水耕栽培農場

【南小学校に関する意見】

①・周辺の自然環境とアクセス性を生かし、期限を設定して利用希望者を公募する。
・公募の際、利用に当たって町が望む基本コンセプトを提示する。
＜基本コンセプト案＞
「都市と農山村の交流促進による関係人口の拡大」
・適切な利用希望者があった場合は、施設を譲渡（又は賃貸）する。
・期限内に利用希望者がなかった場合は、施設を撤去する。
・公募に当たっては、施設撤去費相当を利用希望者に対する改修支援費として確保する。

②・利活用したい企業に売却（貸与）し、施設や地域の特性を活かし、町の特産品の製造や町民との交流等により、地域に密着した事業を行ってもらう。
（（参考）施設に興味を示している企業が複数社ある。施設の利活用にあたっては、町の方針や町民の想いに沿ったものである必要がある。）
・運営主体は、誘致企業。

③・現在、アポイントメントが来ている企業間との交渉が一番望ましいと思いますが、一部１階に地域の方々が気軽に立ち寄れる交流場所、２階の音楽室の活用策も考えていくべきと考えます。

④南小はビジネス施設と屋外キャンプサイトの併設利用を進めたい。

・企業研修施設

・パソコンセンター（町営）→Web、システム、cad 入力、画像処理など PC でできる業務を行う集団づくりをする。（外部から呼ぶリーダーがポイント）

・レンタルオフィス、育成事業スペース

　起業者へのレンタル、また若者など国が支援している事業を受けるスペースを設ける。

　１室程度地域住民が自由に使える部屋を提供するのもあり。音楽関係だけではなく他の方も利用できるレンタルスペース（ビジネス外）としても良い。

・体育館をランニング場又は雨天時のキャンプサイト

　レンタルオフィスのお昼休み、アフターファイブに自由にランニングできるスペースとし、地域住民も利用可能とする。

・グラウンド、体育館、１階トイレをキャンプサイトへ（オートも含む）

　グラウンドをキャンピングカーのサイト提供。自然を利用したイベントとキャンプを合わせた体験施設。（自然体験イベント、スターウォッチングイベント等）

４　三朝町が目指す町（地域）のすがた

（１）町の将来像

第 11 次三朝町総合計画では、令和 10 年に向けた「町の将来像」を下記のとおり定めています。

～笑顔と元気があふれ 輝く町～

「まち」と「ひと」個性が交響する町づくり

本町には自然、歴史、文化、温泉、人材など、町を彩る魅力的な資源が数多くあり、これらは本町の個性であるといえます。一方、過疎化、人口減少、少子高齢化、後継者不足などは、一般的にはマイナスのイメージを持つ現象としてあげられますが、これら本町の抱える課題もある意味、町が持つ個性と捉えます。私たちは豊かな自然の中で、これらすべての町と人の個性を余すところなく活用しながら、新しい町づくりに向かっていきます。魅力的な個性は大いに伸ばし、そうでないものは良いものと組み合わせながら克服し、すべての個性をお互いに響き合わせる（交響する）ことで、町の“プラス”につなげる町づくりに挑戦します。そして、心豊かな生活の中に笑顔と元気があふれ、全町民活躍のもと、いつまでも輝くことのできる町に向けた歩みを進めます。

“みささ”だからこそ実現できる新たな魅力を創り出し、町民はもとより町外の方からも「この町で暮らしたい」、「この町で学びたい」、「この町で生み育てたい」、「この町を訪れたい」、「この町で癒やされたい」、「この町で活躍したい」と思われるような、一人ひとりの願いをかなえることのできる町を目指します。

※第 11 次総合計画より抜粋

（２）土地・空間利用の基本的な考え方

町内の土地及び空間は、町民にとって大切な資源であり、生活や地域づくりに通ずる諸活動の重要な基礎となります。この資源を最大限に活用するため、交通の利便性、地域の経済情勢及び時代の流れを考慮し、将来に向けた発展性と安全・安心の向上等を踏まえて、人や企業に選ばれる土地及び空間利用を基本とします。

≪ゾーニング≫

町内の土地・空間の効果的で適正な機能分担を図るため、土地利用における主要な活用方法のゾーニングを考え、適切な利用を図ります。

また、町内を「観光商業系ゾーン」、「居住地域振興系ゾーン」、「農山村振興系ゾーン」の３つのゾーンに区分し、各ゾーンの特長や地域資源を活かし、人の流れを考えた町づくりを進めます。

※ゾーニング：都市計画や建築プランなどで、空間を用途別に分け配置すること。

観光商業系ゾーン：三朝温泉街を中心とする
居住地域振興系ゾーン：三朝地区（観光商業系ゾーンを除く。）、賀茂地区
農山村振興系ゾーン　：小鹿地区、三徳地区、高勢地区、竹田地区

≪地域特性を生かした土地利用の推進≫

複数の連携軸が交わるエリアには、住宅、賑わい施設、商業等の複合的な活用を進め、交流人口及び定住人口の安定を図ります。

また、町の医療の中心となる三朝温泉病院、福祉の中心となる町立福祉センター、運動の中心なるスポーツセンター及びその周辺の福祉関連施設等一帯を健康福祉エリアと位置づけ、各種サービス機能の充実に向けた有効的な利用を進めます。

※第２期総合戦略（戦略の方向性）より

５　学校跡地施設等の利活用を考える基本的な視点

検討委員会では、学校施設等の利活用について、委員それぞれの視点で様々なご提案がありました。（３　学校跡地施設等利活用検討委員会の経緯（５）検討委員会で出された意見　参照）

これらについては、このあとの「個別利用計画」を検討するなかで、そのジャンルや方向性について整理し、提案することとします。

一方、委員会では、施設の利活用に対する事業提案の前提となるものとして、町が最終的に施設の利用方針を決定していく際に重きを置く必要がある視点として、「空き校舎があることを前提とした事業のあり方」や「事業運営」、「事業誘致等民間活力の導入について」などをテーマに議論し、町が最終方針を決定していく上で留意すべきポイントを示します。

（１）空き校舎があること　－真に必要な事業プランを－

空き校舎の利活用を考える上で、夢のある構想を思い描くのは当然のことであり、大事なことであります。しかしながら「空き校舎があるから何にかに活用を･･･」と考えると、計画内容の具体性が弱く、自立的な考えが薄れるなど、運営責任の所在が曖昧になることが危惧されます。町にとって真に必要な事業プランを検討し、そのうえで学校施設の利用の可能性を模索することも必要です。

（２）事業プラン　－人材と運営力の裏付けを－

空き校舎の利活用について、地域の立地にあった、地域資源を有効に活用できる事業は考え付きますが、そこで大切になってくるのは「人材と運営主体」です。誰が主体となって運営していくのか、大きなポイントとなります。アイディアを具体化するためには、その運営形態が行政直営型もしくは他団体への貸付・処分型のいずれであろうと、有能な人材による経営力（運営力）に裏付けされたものでなければなりません。

（３）民間活力の導入　－町のアピール力を－

全国的な廃校利用の事例のなかで、事業を誘致したケース（企業誘致）は有りますが、廃校の数に対し成功事例の割合は大変低く、かなり困難性が高いことが伺えます。事業誘致の可能性は、事業者が「三朝の持つ魅力」を評価し、参入していただけるかどうかにかかっており、裏を返せば、町が取り組み方針を明確にし、町の魅力を活かし、アピールする力（誘致力）を持って、積極的に参入への働きかけをすることが大切です。

これらの意見は、地域の人口減少や町の財政など、本町の現状や学校跡地施設の置かれている状況の中で、三朝町の未来に向けて、「将来の町の発展に寄与できる事業が望ましい」、「将来の町民に負の遺産となってはならない」ということを示唆するものであり、利活用については、この点を大前提に十分に検討しなければなりません。

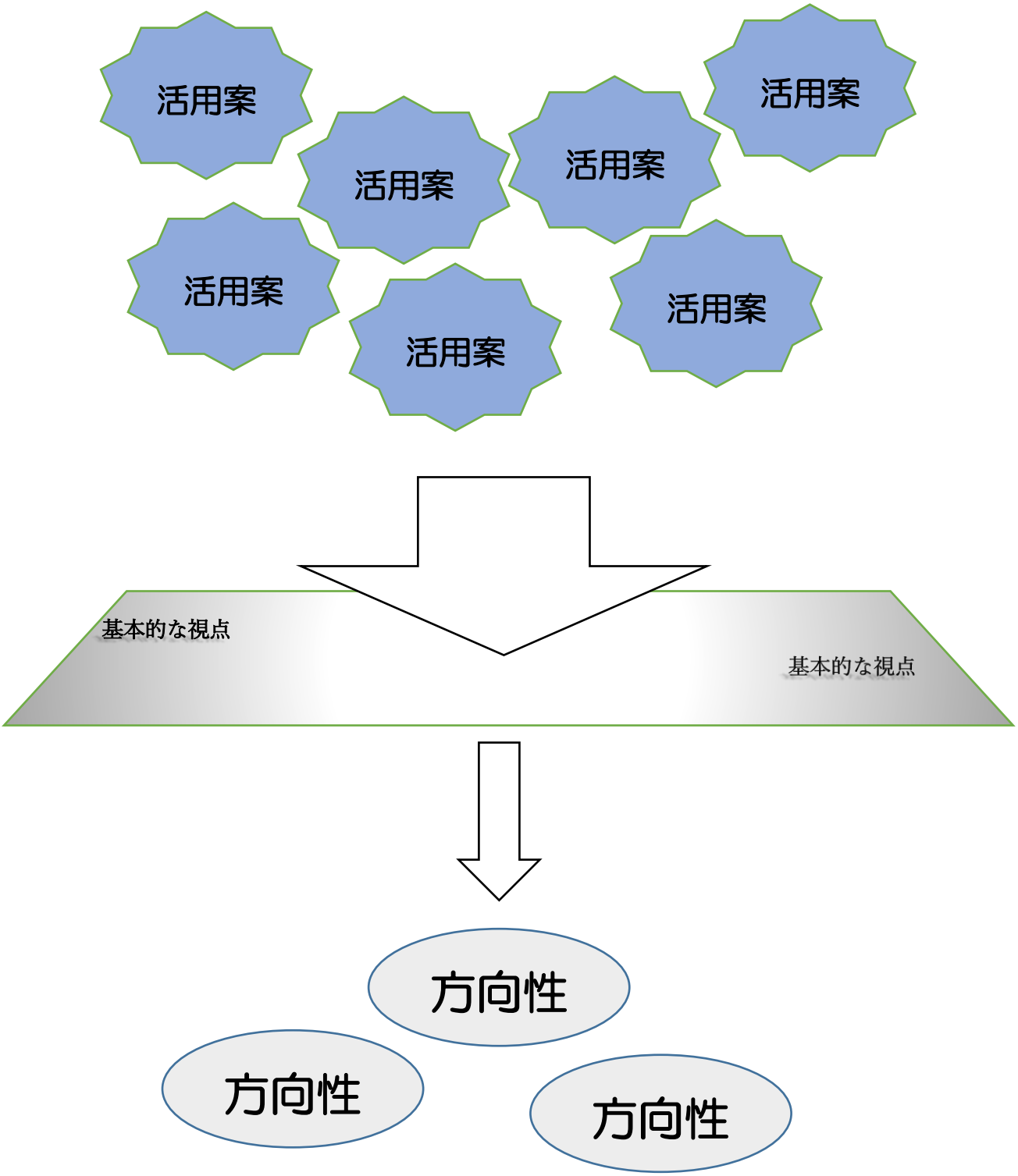

６　跡地施設等利活用のコンセプト

東小学校

本町の観光資源を結ぶ立地特性を活かし、地域住民と関係人口をつなぐ、観光振興と地域振興に資する活用を目指す。

東小学校施設利活用の基本方針

・地域住民と三朝温泉や三徳山、小鹿渓を訪れる観光客との交流による賑わいづくり
・地域資源を最大限に活かした観光振興につながるもの
・子どもから高齢者まで幅広い年齢層の地域住民が活用できる地域振興につながるもの

利活用への可能性

・施設活用を検討する外部民間企業と行政の連携
・事業の可能性、採算性を追求した公設公営事業
・地域住民の活力による永続的な取組み
・利活用が見込めない場合の行政対応

南小学校

本町内において関西方面、山陽方面への玄関口である施設立地条件と自然の豊かさを活かし、地域と共存できる産業振興に資する活用を目指す。

南小学校施設利活用の基本方針

・立地条件と自然の豊かさを最大限に活かした産業振興に資するもの
・地域の賑わい、地元農業の発展につながる産業振興に資するもの

利活用への可能性

・施設活用を検討する外部民間企業と行政の連携
・事業の可能性、採算性を追求した公設公営事業
・利活用が見込めない場合の行政対応

7　東小学校跡地施設等の利活用について

方向性

地域住民と外部関係人口をつなぐ、観光振興と地域振興に資する活用

キーワード

自然、農業、体験、観光、人材育成、関係人口、地域住民

理由

・三朝温泉、三徳山、小鹿渓という３つの観光地を結ぶ中間点に位置し、観光客と地域住民のつながりに期待できる。
・３つの観光地を結ぶ地の利を生かした多面的で魅力的な事業の可能性がある。
・水稲、梨を中心とした地域の農業生産者があり、地域の魅力を活かした取り組みに期待できる。

事業推進方法

・民間企業からの事業実施者を公募
・実施事業の可能性と採算性を追求した公設公営
・町の方針とのマッチングによる公設民営
・地域住民の活力による永続的な取組み

まとめ

東小学校跡地施設は、三朝温泉、三徳山、小鹿渓といった本町の代表的な観光地を結ぶ中心地に位置し、三朝温泉より車で６分という観光振興の観点からみれば大変良い立地条件である。

また、東小学校は三徳地区と小鹿地区を校区としており、この２地区には水稲、神倉大豆、梨といった本町を代表する農産物が生産される豊かな農地が広がっていることから、観光メニューとしての活用の可能性が大きい。

このことから、自然、農業、体験、観光をキーワードとした関係人口を増やすための取組みを進めるとともに、地域住民の活動の発展につながるような施設整備の可能性が考えられる。

町としての活用の方向性を整理する中で、民間企業の事業構想を公募しながら、民間との連携の中で公としての取組みの可能性も視野に入れ、観光振興及び地域振興につながる利活用を検討するべきである。

≪意見整理の表≫

【東小学校】

大枠ジャンル	分野	想定される内容	整備及び事業実施主体と必要な視点
地域振興 観光振興（自然体験、農業体験など） 産業振興	地域	アクティビティ施設 （スポーツジム）	公設公営 ・事業の可能性の追求 ・採算性の見通し 一部公設民営（公募） ・町の方針と民間の方向性のマッチング ・好条件の提示、ＰＲ力 民設民営（公募） ・好条件の提示、ＰＲ力
	地域 観光	ウォーキング拠点	
	地域 観光	軽食カフェ 農家レストラン （ジュース工場）	
	地域 観光	遊具設置・フィールドアスレチック	
	地域 観光	水耕栽培農場・屋上農園 （カフェ等との複合施設）	
	観光	体験工房	
	観光 地域	農村体験 研修所・合宿施設 地場産物の販売館	
	観光	簡易宿泊スペース	
	産業	研修所・合宿施設 シェアオフィス	

８　南小学校跡地施設等の利活用について

方向性

立地条件と豊かな自然を活かし、地域と共存できる産業振興に資する活用

キーワード

自然、農林業、産業振興、地域住民

理由

・国道１７９号線沿いに位置し、各高速道路ＩＣが車で 40 分の範囲内にあり、本町における岡山、関西、広島方面への玄関口となっている。
・関西、広島へのアクセスの良さから、民間企業の利活用の可能性が大きい。
・当該エリアは水稲を中心とする農地と広大な森林を有しており、農産物の加工や新たな森林活用など産業振興へつながる可能性がある。

事業推進方法

・民間企業からの事業実施者を公募
・実施事業の可能性と採算性を追求した公設公営
・町の方針とのマッチングによる公設民営

まとめ

南小学校跡地施設は、本町と岡山県を結ぶ国道１７９号線沿いに位置し、中国自動車道、米子自動車道各ＩＣまで車で４０分圏内にあり、産業流通の面から考えると民間企業の活用が大きく期待できる立地条件である。

また、南小学校の校区である竹田地区は、水稲を中心とした緑豊かな農山村風景が残り、また若杉山など軽登山に適した自然の豊かさがあるなど、大自然のフィールドを活用した地域の賑わいを創出する事業の可能性も考えられる。

これらのことから、町としての活用の方向性を整理する中で、アンテナを高く張り、民間企業の事業参入を広く公募することに力を入れながら、民間との連携の中で公としての取組みの可能性も視野に入れ、産業振興及び地域振興につながる利活用を検討するべきである。

≪意見整理の表≫

【南小学校】

大枠ジャンル	分野	想定される内容	整備及び事業実施主体と必要な視点
産業振興（農業振興、地域振興を含む）	産業	自然環境を活かした産業の場	民設民営（公募） ・好条件の提示、ＰＲ力 公設公営 ・事業の可能性の追求 ・採算性の見通し
	産業 地域	特産品の製造 住民交流の場 （農業振興と雇用の場）	
	産業	研修施設（企業・一般向け）	
	産業	パソコンセンター （在宅ワーク技術センター）	
	産業	レンタルオフィス	
	産業	キャンプサイト（運動場）	
	産業	バイオマス発電所	

９　提言

７及び８において、各小学校跡地施設等の利活用に向けた本協議会で検討された意見を整理しました。利活用に向けた町の方向性を決定されるにあたり下記の点について提言します。

（１）東小学校エリア及び南小学校エリア、それぞれの持つ特徴的な立地特性を最大限に活かした利活用の方法が望ましい。

（２）・東小学校区の持つ、町を代表する観光地と特産品などの地域資源を活用し、「体験、観光、人材育成、関係人口」をキーワードとした取組みが望ましい。
・南小学校区の持つ、豊かな自然と住民性を活かし、「産業振興」をキワードとした取組みが望ましい。

（３）民間企業による利活用の事業構想を公募する場合、募集において民間企業が入りやすい条件等を整えるとともに、町の利活用に求める方向性をしっかりと示し、地域の想いが伝わるような進め方が望ましい。

（４）時代をしっかりと認識し、事業の可能性と採算性を十分に精査したうえで公による事業の可能性も検討されることが望ましい。

（５）最終的に利活用が見込めない場合、取壊し等を含めた対応を考えておくことが望ましい。

なお、両校跡地施設等の利活用方法が決定するまでの間、行政として施設及びグラウンドの保全に努めていただきたい。

三朝町学校跡地施設等利用検討委員会設置要綱

（設置目的）

第１条　統廃合後の学校等の跡地及び施設（以下「学校跡地施設等」という。）の活用方法等について検討するため、三朝町学校跡地施設等利用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について協議及び調査検討し、町長に報告する。

（１）　学校跡地施設等の活用方法に関する事項

（２）　その他委員会が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、委員 15 名以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

（１）　学識経験のある者

（２）　住民活動を行う者

（３）　町の職員

（４）　公募による者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長１名及び副委員長１名を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、第１回の会議は町長が招集する。

２　委員長は、会議において必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、企画課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り別に定める。

附　則

この要綱は、令和元年５月９日から施行する。

三朝町学校跡地施設等利用検討委員会

テーマ	団　体　名　等	氏　名
学識経験者	学校法人藤田学院　理事長	山田修平
地域振興	鳥取県中部総合事務所地域振興局　局長	江原　修
企業誘致	鳥取県商工労働部	三谷侑生
福祉関係	三朝町ボランティア連絡協議会　会長	谷川武彦
団体代表	三朝町商工会　会長	松原弘文
団体代表	三朝温泉観光協会　会長	足立浩範
地域代表	小鹿地域協議会　会長	朝倉　聡
地域代表	三徳地域協議会　会長	大坂芳郎
地域代表	竹田地域協議会　会長	高見昌利
防災関係	三朝町消防団　副団長	谷本寛幸
文化関係	バイオリン美術館　館長	岡野壮人
公募委員		栗原由江
公募委員		御舩政子
公募委員		米田美津子
副町長	三朝町	赤坂英樹